

5月休校中

家庭科課題

3年 組

氏名

・教科書を見ながら、進めてください。

消費者としての自覚を持とう

私たちは、毎日の生活に必要な物の多くを商品として購入し、消費して生活しています。商品には、食料品、衣料品などの物資と、通信、交通などのサービスがあり、最近ではサービスの種類が増加しています。

●下の語群を「物資」と「サービス」に分けてみよう。(教P226)

物資 (形のある商品)	サービス (具体的な形のない商品)

語群

めがね・通話料金・電車代・タクシー料金・机・映画・ツアー・サッカーボール
洋服・クリーニング・スマートフォン・美容院・病院・コンビニ弁当・ノート

小学生の時に比べて、最近は自分で考えて商品を選んだり買ったりしたりする機会が増え、その金額も高くなってきているなあ…でも、商品を買うために使うお金のほとんどは、家族が働いて得た収入だよね。それに、毎日の生活に使えるお金は限られている…だから私たち中学生も消費者の1人として、自分と家族がよりよい生活を送るために、計画的に買い物ができるようにしたいよね！

●消費生活と契約 (教P227)

「契約」…法律によって保護された約束事

例

●販売方法の種類と特徴を考えよう。利点と欠点も考えてみよう。(教P228)

《販売方法》

店舗販売		〈利点〉
		〈欠点〉
無店舗販売		〈利点〉
		〈欠点〉

●商品の選択と購入(教P231)

*商品を選ぶ時のポイントの例

	・品質はいいか・安全か ・機能的か・衛生的か・原材料は何か
	・品質や使用目的からみて適切か ・予算に合うか
	・保証書や取扱説明書があるか ・保証期間はどれくらいか
	・購入後の点検や修理サービスがあるか ・資源やエネルギーの節約になるか ・資源を無駄にしないか

●消費者トラブル(教P234・P235)

…販売員に強く購入を勧められ、そのつもりはなかったのに_____をしてみたり、購入した商品によって健康や安全がおびやかされたりするなど、消費生活におけるトラブル
 悪質な販売者が消費者を騙したり、脅したりしてそのものを売りつけることを、_____という。

・近年増加しているトラブルは??

これは中学生が巻き込まれることもある。20歳未満の中で1番トラブルが多いのは、
_____歳

●消費者を守る法律や相談機関（教P236・P237）

- ・クーリング・オフ制度

販売者の意志で始まった取り引き ⇒ 一定期間内に書面通 ⇒ 契約解除

クーリング・オフできる期間

・訪問販売、キャッチセールス _____日間

・マルチ商法 _____日間

- ・消費者を守るための法律

・
・
・

- ・消費者の相談を受けてくれる
身近な公共機関

・
・
・

●安全・品質・福祉に関する表示やマーク（教P232）

下図のマークはどんなマークなのでしょう。（どんな商品についているのか…など）
教科書P232を参考に調べましょう。自分で調べた内容を書いてもOK！

	
	
	